

# 後期カール・シュミットにおける美的政治（三・完）

——トポスへのパトス——

竹 島 博 之

## 目 次

- 序 章 真の根源を求めて
- 第一 章 土壤志向の萌芽
- 第二 章 秩序思想への展開（以上二一七七号）
- 第三 章 国際政治への拡大（以上二一七八号）
- 最終 章 ラウム喪失と絶対的殲滅戦争
- 第一 節 ヨーロッパ公法の解体
- 第二 節 戰争の枠づけの喪失
- 第三 節 敵の差別化
- 第四 節 戦争の高度化
- 第五 節 核兵器と敵
- おわりに（以上本号）

## 最終章 ラウム喪失と絶対的殲滅戦争

全地球的規模で展開していたヨーロッパ中心的なラウム秩序は、一九一四年の第一次世界大戦の勃発によって終焉する。それに伴い、諸国家の均衡的闘技によつて造形されていたヨーロッパ近代の美的秩序も失われた。こうした美的秩序の崩壊によつて生じる現代の現象を、シュミットに従つて要約するならば、それは第一に「戦争の枠づけ」の喪失であり、そして第二に「正しい敵」概念の喪失もしくは「敵の差別化」である。「戦争の枠づけの喪失」と「敵の差別化」は、科学技術の高度な発展と相俟つて、現代世界に非常に危険な殲滅戦争の可能性を生み出している。ヨーロッパ・ラウム秩序は、なぜ全般的崩壊に至つたのか。そしてその崩壊は、現代の我々にどのような問題を提起しているのか。

### 第一節 ヨーロッパ公法の解体

シュミットは、ヨーロッパ中心的な世界秩序が崩壊する徵候を、アメリカ合衆国の台頭<sup>(1)</sup>、日清・日露戦争の勝利に伴う日本の強大国としての国際的承認の二点に見てゐる。日本という「東アジアの一大国と共に、アジアから、ものはやヨーロッパ中心的でない新しい世界秩序への移行が始まつた」<sup>(2)</sup>。ヨーロッパ外の勢力が世界の主導的な地位に登りつめて来たことによつて、国家という言葉が、特殊ヨーロッパ的な権力構成体より広義のものを意味するようになる。その結果、「國家（Staat）」概念は、「区別のない一般概念になつてしまつた。〔国家概念の〕こうした濫用は、

全般的な混乱を帰結することになった。<sup>(3)</sup> ヨーロッパと非ヨーロッパ、さらにはヨーロッパとその植民地が、同等の立場にあるものとして見なされるようになつたのである。国家が世界中へと無差別に拡散することによつて、「一六

世紀から一〇世紀までの国際法における特殊国家的な時代のラウム観念は、本質的に別の国際法秩序へと移行<sup>(4)</sup>する。

第一次世界大戦以降、ヨーロッパ中心の国際秩序に代えて登場したものは一体何か。シュミットによれば、それは、

世界を一元化する普遍主義的な世界秩序であった。ヨーロッパ公法の喪失と世界の普遍主義化の二つは、連動する。

現在、「特殊ヨーロッパ的なもの」から「一般的に普遍的なもの」への拡張現象が生じてゐるが、それは反対側から見れば、従来のヨーロッパ国際法が構築してきたラウム秩序の瓦解を意味する。世界中の権力構成体が「国家」として承認されることで、「表面的には同権的、主権・平等的」な世界が現れてゐるよう見えてゐるが、しかし現実には「ラウム的・精神的に何の関連もない諸国家の、単なる無秩序な混交や並存」が生じてゐるにすぎない。<sup>(5)</sup> ラウム的に無関係な諸国家の共通性と言えば、それ自体普遍主義的な性格を持つ「自由経済」のみである。シュミットにとって、まさに世界大の「自由経済」という現象ほど、「大地の古いラウム秩序」すなわちヨーロッパ公法の喪失を明示するものはない。<sup>(6)</sup> そして国家は、圧倒的な経済優位の状況の中で、具体的の秩序を有するラウムから「経済的・社会的な諸経過のための空虚な空間」へと変質してしまつた。<sup>(7)</sup> 世界には、「もはや区別を行わない唯一のインターナショナルな国際法共同体のみが存在しているように見えた」。<sup>(8)</sup>

こういった世界の普遍化傾向は、国際法学の分野でも如実に現れた。日本やトルコといった非ヨーロッパ諸国が「ヨーロッパ中心的な国際法の中へと滑り込ん」だことによつて、「ヨーロッパ中心的な国際法は、……区別なき普

遍的国際法へと変化した<sup>(9)</sup>。こうした普遍主義的な国際法を理論的に基礎づける道具立てが、一八九〇年に始まる規範主義的・実証主義的な法学であった。実証主義法学における「空虚な規範主義的一般化という方法」は、「すべての具体的なラウム的観点を原理的に無視する」<sup>(10)</sup>。「ラウム的観点を無視すること」で、実証主義法学は、「具体的秩序のラウム構造についての、また国際法的土地状態に関する」のラウム構造に本質的で独特な相違についての、すべての感覺を失うことになった<sup>(11)</sup>。その結果、実証主義的な国際法理論は、まことに滑稽な自意識に囚われることになる。実証主義は、自らが普遍的に拡大して行く過程を「最もナイーヴな方法でヨーロッパの勝利だと受け取った」が、それは単に、ヨーロッパが中心的地位から失墜したことを示すものでしかなかった。すなわち実証主義は、「ヨーロッパが大地の国際法的中心から放免された」と (Enthbung) を、ヨーロッパがこの中心に向上了したと (Erhebung) だと勘違いしたのである<sup>(12)</sup>。

シュミットによれば、ヨーロッパ独自の「均衡体系は、地球の世界均衡へと単純には転用できない」<sup>(13)</sup>。というのも、非ヨーロッパ諸国は、何らかの共通のラウム秩序に服しているわけでもなく、それ故に力の競い合いのために戦争を遂行するという美的な均衡観念も、全く欠いていたからだ。「連合国側の主要大国——大ブリテン、フランス、イタリア、日本、アメリカ合衆国——は、もはや、ヨーロッパ国際法の指導的な列強たちのようには、共通のラウム秩序によって相互に結びつけられてはいない」<sup>(14)</sup>。普遍主義化した世界は、異質な諸国家の单なる雑居空間へと成り果て、もはや「構造なきカオス (strukturelose Chaos)」であった<sup>(15)</sup>。現代のグローバルな世界は、シュミットにとって「トポス (Topos)」なきもの、すなわち正当な枠組みなきものであり、したがっていかなる意味でも具体的秩序ではない。

普遍主義的な世界に対するシュミットの敵愾心は、その象徴たる「国際連盟」に対する批判という形でも現れる。

国際連盟は、第一次世界大戦後に世界秩序の大混乱が生じたにもかかわらず、新たな世界秩序を全く生み出すことができなかつた。「国際連盟失敗の本来的な原因は、ラウムを秩序づけるすべての決断、さらにはラウムを有した秩序に関するすべての思考が、連盟には全く欠けていた」からである。ジュネーヴ国際連盟は、中途半端にも「ヨーロッパの秩序であると同時に、普遍的でグローバルな秩序であろうとした」<sup>(16)</sup>。その結果、国際連盟は新秩序創造へと踏み込めず、「世界を以前の無秩序のままに放置してしまった」<sup>(17)</sup>のだ。

ラウム喪失という現象は、単に、普遍主義的な世界を現出させ、それに伴つて人々のパースペクティブを変化させたに止まらない。シュミットによれば、普遍主義化とそれが帰結したヨーロッパ公法の喪失は、徹底的に敵を殲滅しようとする、とりわけ現代の戦争に特徴的な非人道化傾向の起因でもある。戦争の非人道化は、ラウム喪失と深く関わる三つの側面で明確に現れていた。戦争の枠づけの喪失、敵の差別化、そして技術の高度化である。この二つの側面を、以下の節でそれぞれ見て行こう。

## 第二節 戦争の枠づけの喪失

まず第一に、「戦争の枠づけの喪失」から見てみよう。第三章すでに述べたように、中世ヨーロッパでは、宗教的党派の対立によって内戦が断続的に生じていた。しかし、一六世紀にヨーロッパ公法が確立するに至つて、様々な諸党派によって引き起こされる残酷な宗教戦争は回避されるようになり、戦争の枠づけ、すなわち戦争の合理化と人

道化が可能になつていた。

しかし、戦争を枠づけてきたヨーロッパ・ラウム秩序の崩壊に伴い、戦争の合理化と人道化も共に失われて行く。まず、母国と植民地とが区別されなくなつた結果、ヨーロッパ内の戦争と植民地戦争とが混同されるようになり、ヨーロッパは、これまで戦争の枠づけがされてこなかつたヨーロッパ外の植民地戦争の論理に巻き込まれて行くことになつた。これに加え、さらに事態を悪化させたのは、国際連盟主導による集団的な経済制裁である。「一方で、国際連盟は、従来のヨーロッパ国際法における国家相互間的な、軍事的な戦争に止まり続けていたが、他方で、国際連盟は、経済的・財政的な圧力という手段を用いて、新しい強制手段と制裁を導入しようとした」。<sup>(18)</sup> 経済制裁によって国際連盟は、非暴力的で人道的な紛争解決を意図していたのかもしれない。しかし実際の結果は、その全く逆であつた。経済制裁は、紛争に関与する国家の数を増大させ、かえつて紛争を拡大させるものだつたのである。なぜなら經濟制裁は、一国のみが実行しても実質的な効力を發揮できるものではなく、周辺各との協力に依拠した集団的封鎖を必要とするからである。さらに国際連盟による經濟制裁は、これまでの中立性の原理を破壊するものでもあつた。国際連盟に参加する限り、必然的に国際連盟による集団的制裁に加担せざるをえず、中立性が全般的に不可能となる。<sup>(19)</sup> そして中立が不可能になることによつて、戦場から免除される特別な土地状態としての中立地帯が成立し難くなり、ひとたび戦争が起これば、関連各国を巻き込んだ世界戦争が生じる可能性を高めることになる。「中立性の破壊は、逆に、グローバルな世界戦争のラウム喪失へと陥つた。そして、ラウムや構造なきイデオロギー的干渉要求によつて、人々が平和と名づけていたものを解消した」。<sup>(20)</sup> 戦争の合理的限定を実現していたヨーロッパ・ラウム秩序とは逆に、

現代の普遍主義的世界秩序は、戦争の合理的抑制を破棄するのみならず、戦争の拡大や拡散を促進してしまう。シュミットによれば、「すべての国際法の意義は、戦争の廃止ではなく、戦争の制限および枠づけ、すなわち殲滅戦争を回避する点にある」。しかし「この点において、国際連盟は、全く無力であった」。<sup>(21)</sup>

ヨーロッパ公法は、無差別に普遍的な国際法へと没落し、これまでのラウム的な大地の秩序が滅亡した。その結果ヨーロッパは、「自己の国際法のラウム的な諸前提を意識しなくなつた。のみならず、自己のラウム構造および戦争の枠づけのための、すべての政治的本能と共通の力を失つてしまつたのである」。<sup>(22)</sup> シュミットは、このようなラウム、感覚の喪失が、第一次世界大戦をもたらしたと考える。「国際法がこのように〔ラウム的問題から〕退去したことによつて、ヨーロッパは世界大戦へとよろめいて行つた」。<sup>(23)</sup> 戦争に限定を課していたヨーロッパ国際法秩序を喪失したとき、量的にも質的にも無制限に拡大する戦争が、すなわち非人道的な世界大戦が、必然的な帰結として現出することになるだろう。

### 第三節 敵の差別化

次に、「戦争の非人道化」の第二の側面である「敵の差別化」について見て行こう。シュミットは、すでに一九三八年の著作『差別的戦争概念への転換』の中で、戦争の「正」と「不正」を判断することの危険性を理論的に主張していた<sup>(25)</sup>。それによれば、一九三五年のイタリアに対する国際連盟による制裁の際に見られたように、当時の国際連盟は、ある戦争が「正戦であるか否かの判断を下す権限を独占して」いた<sup>(26)</sup>。それまでは各国家に属する権能であった戦

争の正と不正の判断は、国際連盟が設立されて以来、国際連盟が一元的に発動する権限となつた。その結果、戦争を差別して取り扱う」とがなかつたそれまでの戦争觀に代わつて、国際法的に「許された戦争」と「許されない戦争」という二種類の戦争が登場し、戦争概念の「差別化 (Diskriminierung)」が行われる」となつたのである。

ユーリヤン・シムラートが「区別 (Differenzierung)」と「差別化 (Diskriminierung)」というタームを用ひて、「許されない戦争」には、それなりの理由がある。ところでも戦争が、許される戦争とそうでない戦争とに分けられる」といふと、「許されない戦争」を遂行した国家は、もはや他の国家と対等には扱われなくなるからだ。国際法に違反した攻撃戦争や侵略戦争は、「国際犯罪 (crime international)」<sup>(27)</sup>と見なされ、「戦争」から格下げされ、単なる刑罰の対象として低く評価されるようになる。これらした差別化は、「許されない戦争」を引き起<sup>ハ</sup>した国家に対して、「処罰」としての国際連盟による制裁戦争を惹起し、その帰結として国際法違反国は、国際連盟加盟国すべてと敵対せざるを得ない状況に追いや込まれることになる。一九三五年のイタリアの状況が、まさにそのようなものであった。そのため戦争の正と不正の区別は、「ジュネーヴ国際連盟による戦争とそれ以外の戦争との区別を導入すること」と、したがつて戦争と敵対性の強化だけを「引き起<sup>ハ</sup>す」と<sup>(28)</sup>しかならないのである。シュミットは、こうした一九三八年における自身の認識を背景に、一九五二年の『大地のノモス』においてはラウム理論の観点から、ヨーロッパ公法が実現していた「正し<sup>ハ</sup>敵」の崩壊と、現代戦争の「非人道化傾向」とを結びつけて理解して行く。

一六世紀から一九世紀のヨーロッパにおいて確立していたヨーロッパ公法の中では、国家が遂行する戦争は、戦争の主体が国家であるというただそれだけの理由で、すでにそれは「正し<sup>ハ</sup>戦争 (gerechter Krieg)」だと認められた。

国家であれば、戦争の相手方は「法的に承認された敵、犯罪者や非人間から区別された敵、すなわち正しい敵<sup>(29)</sup>（*justus hostis*）」としての地位を保持することができた。こうしてヨーロッパ諸国家が正当な「交戦権（*jus belli*）」の担い手として承認を得ることを可能にしていたものは、「これらの主権者すべてを包括するヨーロッパ中心的なラウム秩序の拘束力」だったのである。<sup>(30)</sup>個々のヨーロッパ諸国家の「極めて疑わしい自己拘束」に依拠するだけでは、国家は、正当な戦争遂行者としての地位を十分には保証され得なかつたであろう。非ヨーロッパと区別され、領土的に境界づけられた権力構成体が並存する特殊ヨーロッパ的なラウム構造こそが、ヨーロッパ諸国の相互承認を可能にし、互いを平等な交戦権保持者として認め合う土壤だつたのである。<sup>(31)</sup>

戦争主体としての国家の地位が法的に保障されていたヨーロッパ・ラウム秩序においては、戦争の相手方である敵を、非人間的なものであるという評価を下したりしなかつた。すなわち、敵を差別化し、「無価値な存在であるが故に殲滅されなければならないもの」<sup>(32)</sup>として見なすようなことはなかつたのである。たとえ敵が不正な形で戦争を遂行していたとしても、敵は敵であつて、それ以上でも以下でもなかつた。「不正な戦争も、戦争であることに変わりはない」<sup>(33)</sup>。近代ヨーロッパのラウム秩序は、「戦争相手を有罪化することの断念、それ故に敵対性の相対化、絶対的な敵対関係の否定に成功していた」のである。そして、このような「敵に対する差別化と誹謗中傷の断念は、……信じられないほど人道的なものであった」<sup>(34)</sup>。

しかし、第一次世界大戦以降にヨーロッパ・ラウム秩序が崩壊し、国際連盟の普遍主義的政策が行われる時代になると、従来の枠づけを喪失した「絶対的な敵対関係」が現出し、敵を絶滅すべきもの・殲滅すべきものとして取り扱

うようになる。現代は、「不正な戦争を遂行する戦争相手を差別化しようとする。戦争そのものは、言葉の刑法的な意味において犯罪となる。攻撃者 (Angreifer) は、言葉の極端に刑法的な意味での犯罪者だと宣告される」<sup>(36)</sup>。その結果、それまで実現していた「正しい敵同士の完全な平等」が否定され<sup>(37)</sup>、「戦争は、再び正戦ぐとなる」<sup>(38)</sup>。戦争は、競技としての美的闘技劇である」と止め、「正しい戦争 (gerechter Krieg)」と「不正な戦争 (ungerechter Krieg)」の一々に区別される。こうした戦争の「正」と「不正」の区別は、逆説的にも、戦争概念一般の消滅を導く。というのも、戦争が「正戦」であるならば、それは「戦争」ではなく「司法」であり、同様に戦争が「不正戦」であるならば、それは「戦争」ではなく「叛乱」となるからだ。<sup>(39)</sup>として戦争概念一般が消失し、国際連盟による軍事行動が、現代的スタイルの純粹な司法的行動・警察行動へと転換する」とになる。それは、「海賊 (Pirat)」に対して、戦争が遂行されないと同様である。したがって、不正な戦争相手に対する軍事行動は、「ギャング団に対する国家警察の行動が戦争ではない」と同様に、「戦争ではない」のだ。不正な戦争を仕掛けた国家への国際連盟による攻撃は、「害虫あるいは邪魔者に対する処置」であり、「攪乱者 (perturbateur)」に対する処分に「あるな」<sup>(40)</sup>。ヒュミットによれば、国際連盟が殲滅戦争を防止しようとすると、当然、国際法の中に「戦争の枠づけ (Hegung des Krieges)」に関する規定が定められなければならなかつた。国際法には、戦力の削減や「戦争の廃止 (Abschaffung des Krieges)」に関しては様々規定されているが、「戦争の枠づけ (Hegung des Krieges)」については何も規定されていない。しかし、「戦争の真の枠づけなしに戦争を廃止する」とは、新しい、恐らくより悪しき種類の戦争のみを、すなわち内戦への逆戻りや他の種類の殲滅への逆戻りを結果としてあたらす」だらう。「平和」という美名の下に、国際連盟は、制裁

する側とされる側に国家を差別化するが、「平和の破壊者に対する現代の警察措置および平和化措置は、現実には卑劣な殲滅行動となりうる」ものである。<sup>(41)</sup>自己に敵対する国家を、平和を破壊する「犯罪者」や「テロ国家」だと規定する国際連盟の普遍主義的な立場は、徹底的に敵を攻撃する、一層悲惨で非人間的な絶対戦争を生み出す根拠を提供することになるだろう。

ラウムの喪失によって、闘争が「限定されたもの」から「絶対的なもの」へと残虐化するこうした転換は、パルチザンの存在様式においても見られた。パルチザンは、そもそもそれが登場したとき、領土防御的な性格のものでしかなかった。すなわちパルチザンは、自己の土着的な土地を防御するために闘っていたにすぎなかつたのである。なるほどパルチザンは、ヨーロッパ公法が実現していた「戦争の枠づけ」から外れた所におり、さらには正規軍のようなく、戦争主体としてヨーロッパ公法が想定していた「正規なもの」・「公的なもの」の外に存在することこそが、むしろ彼らの本質的な実存様式でさえあつた。<sup>(42)</sup>実際シユミットは、正規軍とパルチザンを異なつた二つの概念へと区別している。<sup>(43)</sup>しかし、一八〇八年のスペイン・ゲリラ戦争のパルチザンに見られたように、初期のパルチザンは<sup>(44)</sup>、「その戦術の高度の遊撃性にもかかわらず、防御的であり続けた」。<sup>(45)</sup>パルチザンにとって「敵」とは、完全に殲滅されるべきものではなく、単に国境の外へと追い返さるべきものにすぎなかつた。生まれ育ったナショナルな土地を防衛するという初期パルチザンのこの「防御性」は、彼らに「敵対関係を根本的に制限する」という特徴を与えていたものである。その結果、ヨーロッパ公法によつて実現されていた「戦争の枠づけ」と同様に、パルチザンは、「絶対的な敵であると宣言されたり、さらに人類一般の究極的な敵だと宣言されることもなかつた」。<sup>(46)</sup>すなわち初期パルチザンは、

ラウム的に自国の領土に拘束され、結局のところヨーロッパ・ラウムの枠組みの中に止まっていたが故に、非人間的な恐ろしい存在、殲滅すべき「絶対的な敵」と見なされることなどなかつたのである。

しかし、「パルチザンは、世界革命的あるいは技術主義的なイデオロギーの絶対的な攻撃性と自己を同一化するとき、その本質を変える」<sup>(47)</sup>。パルチザンそのものの性格が変化し、その土地的な性格が喪失されるに伴つて、初期パルチザンの有していた闘争の枠づけや敵対性の限定が瓦解し、パルチザンは抽象的な正義の絶対要求に包括的な形で服従させられて行くことになる。「第一次世界大戦以前の一九一七年に中国や他のアジア諸国において」パルチザンは復活することになるが<sup>(48)</sup>、その性格はすでに、初期パルチザンとは質的に異なるものとなつていた。国際共産主義に取り込まれた結果、「郷土的土壤の土着的防御者」、「森へ入った国民的愛国的英雄」であったパルチザンは、「次第に国際的・超国民的な中央本部の指揮下に入るようになつて行つた」<sup>(49)</sup>のである。

本質的にはヨーロッパ・ラウムの枠組みの中に止まつていた初期パルチザンが、ここに至つて、ヨーロッパ・ラウムを破壊するものへと変質する。そもそもパルチザンというものは、公的な戦場においては戦わず、「むしろ、自己の敵を強制的に別の空間へと連れ込む」という性質を持つ。これによつてパルチザンは、正規の交戦区域とは別の「より暗黒な次元、すなわち深層の次元を付け加える」<sup>(50)</sup>。これがさらに国際共産主義と結びつくことによつて、パルチザン闘争は、「完全にヨーロッパ中心的な世界を粉碎すること」<sup>(51)</sup>、そして、共産主義革命を世界中に拡散させることを日論むに至る。しかしシュミットからすれば、この日論みは、適切に戦争を枠づけ、限定してきたラウム秩序を破壊し、悲惨な殲滅戦争を必然的に招いてしまうものなのである。

戦争を適切な形で枠づけしていたヨーロッパ・ラウム秩序に対する、パルチザンによるこうした破壊行為は、逆説的にも、パルチザン自身を全く悲惨な末路へと追い込むことになる。パルチザンが有するそのラウム破壊作用の故に、国際共産主義の中核は、世界革命の有用な手段として「パルチザンを公然とした戦争、または目に見えない戦争に投入」<sup>(52)</sup>するが、しかし彼らは「事情によって再び切り捨てられたりもする」。その上に、二〇世紀に入つて本格化するイデオロギーの政治は、善と善、正義と正義との衝突という形を取るが故に、和解不可能でありかつ共訳不可能な「神々の闘争」を現出させた。したがつて、イデオロギーに強固に拘束された国際共産主義の戦争は、「絶対的な敵対関係 (absolute Feindschaft)」を生じさせる「絶対戦争 (absoluter Krieg)」となり、徹底的な殲滅戦争へと至つてしまつ。」<sup>(53)</sup>のような「絶対的な敵対関係の戦争は、いかなる枠づけも知らない」。絶対的な敵対関係から生じる非情な殲滅戦争の中で、「パルチザンは、世界革命的攻撃性に操作される道具になる。彼は、簡単に犠牲にされ、すべてを失つてしまつのである」<sup>(54)</sup>。

#### 第四節 技術の高度化

第三に、ラウム秩序の崩壊は、さらに別の要因からも進展している。それは、「技術の高度化」である。「工業技術的進歩は、ラウム構造とともにラウム秩序をも変化させる」<sup>(55)</sup>。そして科学技術の進歩は、単にラウム秩序を変化させることに止まらない、とシュミットは見る。科学技術の発展に支えられた殲滅手段・殺戮技術の高度化は、戦争の非人道化の傾向にも拍車をかけるものなのである。

科学技術の発展がラウム秩序を変化させる端緒は、まず第一に、第一次世界大戦における潜水艦の登場に見られた。従来の海戦は、海洋の表面において闘争し合う」とが前提とされていた。しかし「潜水艦は、もはや自由な海洋の表面に依存しない」<sup>(56)</sup>。潜水艦は、海上ではなく海中を動き回り、そこから攻撃を加えることによって、公然の舞台でのみ行われていた海戦の場を非正規的な海中ラウムにまで拡大する。つまり「潜水艦は、古いスタイルの海戦が行われていた海面に、予期されない深層の次元を付け加え」たのである。<sup>(57)</sup>しかし潜水艦は、依然として海洋に拘束されており、それがもたらすラウム変化にもおのずと限界があった。

ところがより強烈な形で、ラウム変化をもたらす戦争手段が登場した。それは、「空軍」という「独立の第二の兵科」である。当初「空軍」は、陸戦と海戦を単に補うものにすぎないと考えられていた。しかし、飛行機という新しい戦争手段は、陸戦や海戦とは全く異なった戦争形態をとり、旧来のラウムに拘束された戦争様式を一変させるものであった。空軍は、本質的に大地にも海洋にも拘束されない。「飛行機は、自由な海洋の表面や地平を止揚し」、元來の陸戦や海戦では自明であつた「両陣営の敵の明瞭な対置を止揚する」<sup>(58)</sup>。さらに空中戦は、「自由な海洋の全ラウムを戦争地帯あるいは封鎖区域」と見なし、その結果、陸地や海洋は、戦争当事者が競い合う唯一重要な「舞台（theatrum）」とは見なされなくなる。「一七世紀以来、すなわちヨーロッパにおける国家間戦争が開始されて以来、人は、戦場（Kriegsschauplatz）のイメージに、すなわち陸戦の舞台（theatrum）としうるものに慣れてきた」「陸戦」と「海戦」は、その様々な差異にもかかわらず、その一つは「共通な側面を有しており、それらの闘争は、ラウム的にも同一の次元で演じられていた」。しかし、戦闘機同士の「独立の空戦」は、「固有のラウムは持つが、舞台や観客

はもはや持たない<sup>(60)</sup>。舞台と観客を持たない空軍は、無差別に上空から爆撃し、「陸地」と「海洋」という二つの異なるラウム秩序の区別を無意味化する。したがつて「空戦」は、ラウムに拘束された従来の「陸戦」と「海戦」に依拠しては決して把握できない、ラウム性を欠いた全く新しい戦争様式なのである。ここに至つて、「領域に区切られた陸地」と「自由な海洋」という二つのラウム秩序の存在を前提に構成されてきたヨーロッパの伝統的な戦争法が、完全に役に立たなくなつたのである。

「空戦」という「完全に新しい戦争様式」<sup>(61)</sup>は、戦場のラウムを完全に転換したに止まらない。それは、ヨーロッパ・ラウム秩序が創り上げてきた戦争の「枠づけ（Hegung）」を取り払い、戦争の合理化と人間化を破棄し、その結果、戦争が本質的に有する非人間的な側面を解放してしまうことになる。従来の陸戦や海戦は、戦争の相手方を殲滅することに本来的な関心はなかつた。例えば陸戦においては、占領地域に確固とした権威を打ち立て、そこに安寧と秩序を創出し、それを維持することに第一の関心があつた。しかし、飛行機による空中戦はそれとは異なる。空中戦は、地上における権威の創出や戦利品の確保などには関わらず、「暴力を行使する権力」と「暴力にさらされる住民」との関連性は、一切破棄され、両者の乖離は極限にまで拡大される。爆弾を投下する戦争遂行者と、攻撃対象である土地や住民との「無関係性は絶対的」である<sup>(62)</sup>。「空中からの爆弾投下は、殲滅という意味と目的しか持たない」<sup>(63)</sup>。したがつて空戦は、権威や安全の確立とは無関係な「純粹な殲滅戦争」である<sup>(64)</sup>。飛行機の「技術的進歩は、新しい取得、分配、生産の新しい激しさを惹起するだけ」なのだ。

こういった科学技術の発達がもたらすラウムの破壊と戦争の残虐化の傾向は、パルチザンのあり方にも投影される。

「農業的由来の土着的パルチザンもまた、抵抗できない技術的—工業的進歩の作用面へと巻き込まれることになる」<sup>(65)</sup>。

科学技術の発達は、パルチザンの武装も高度化させる。「現代のパルチザンは、自動小銃、手榴弾、プラスティック爆弾を使って、恐らくやがては戦術的核兵器を使って闘うだろう。現在のパルチザンは、機械化され、秘密発信機やレーダー装置を持つた通信網に結びつけられている。彼は、飛行機によって空中から兵器や食糧を供給される」<sup>(66)</sup>。た

だし技術の進歩は、パルチザンにのみ恩恵をもたらすわけではない。優れた科学技術は、パルチザンを殲滅しようとする敵方にも、同様に強力な武器を提供する。「近代技術は、パルチザンにも、それと戦う正規軍にも、ますます強力な武器や殲滅手段を、ますます完全な交通手段や情報伝達の方法を提供する」<sup>(67)</sup>。こうして技術の高度化は、パルチザンの武装を強化すると同時に、彼らへの攻撃をますます激しいものへと高めるものもあるのだ。

技術がもたらすパルチザンへの影響は、この点に止まらない。さらに、技術の高度化によってパルチザンは、そのままの姿においては有していた土地性・土着性を失うことになる。すなわち、彼らは、自らの土壤を喪失するのである。「パルチザンの遊撃性は、機械化によって非常に高められるので、パルチザンは、自らを留め置く場所を完全に喪失するという危険に陥る」。土壤を喪失したパルチザンは、強力な国際権力の意のままの手段となる。「そのような機械化されたパルチザンは、その土地的性格を失い、もはや強力な世界政策を遂行する中枢のための、単なる移動可能な手段や交換可能な道具にすぎない」ものとなる。<sup>(68)</sup> 科学技術は、高度な武器を与えることによってパルチザンの移動性や遊撃性を高めるが、まさにそれによって、パルチザンを根無し草的存在にし、もともとは土壤と強固に結びついていたはずの彼らの実存を侵食していく。科学技術のこうした二重性が、パルチザンをよりいつそう激しく危険な

戦闘の中へと巻き込んで行くものなのである。

科学技術の進歩は、さらによつて、究極的な武器の開発に成功する。「技術的—工業的發展は、人間の武器を純粹な殲滅手段にまで高めた<sup>(69)</sup>」。すなわちそれは、人類を一瞬にして殲滅させる「核兵器」である。核兵器は、武器の規模の単なる量的な拡大のみを示すものではない。それは、戦争の意味を質的に大きく転換させるものであった。核兵器の登場は、ヨーロッパ近代史の変遷とそこにおけるラウム喪失によって、潜在的にすでに準備されていた。

## 第五節 核兵器と敵

以上述べてきた戦争の枠づけの喪失、敵の差別化、技術の高度化という三つの側面は、「ラウム破壊」と「非人道化の傾向」とを結びつける結節点である。この三つの側面は、史上最大の非人道的な武器「核兵器」へと収斂し、そこにおいて頂点に達する。

核兵器は、シュミットがヨーロッパ公法に認めていた戦争の枠づけを、いとも簡単に破壊する。そのあまりにも強力な破壊力のために、公然の舞台で演じられる戦争などといったナイーヴな美的秩序觀は、核兵器を前にしては牧歌的にしか映らない。「現代的な殲滅手段で攻撃された領域は、当然、敵も味方も、正規なものも非正規なものも、すべて死ぬことになる」<sup>(70)</sup>。ひとたび核戦争が起これば、すべての者が抹殺される。このような状況の中で、闘技としての美的戦争が、成り立ちようはずがない。<sup>(71)</sup>

一九五〇年代から始まった東西冷戦期においては、「人類の半分が、他の半分の、核による殲滅手段を配備してい

る権力保持者のための人質になる<sup>(72)</sup>。かといって、どこかへ連れ去られたり、監禁されるわけではない。通常の生活を送りながらも、事実上、西側陣営の人民は東側の統治者の人質となり、東側陣営の人民は西側の核保有国の人質になつていた。人を憤慨させるこのような不合理を、「絶対的な殲滅手段」である核兵器はもたらした。核兵器という「絶対的な殲滅手段」の行使は、当然に非人間的である。たとえ実際に核兵器の使用がなされなくても、その行使が予定されるだけですでに、絶対的に非人間的である。しかし事実として、冷戦期において東西両陣営は、現実に核兵器を互いの人民絶滅のために設置し、その照準を向け合っていた。この不合理と矛盾を解決するために、それぞれの陣営は、絶対的に非人間的な敵を想定した。「そのような絶対的な殲滅手段は、その行使が絶対的に非人間的であつてはならない場合には、絶対的な敵を要求する<sup>(73)</sup>」。したがつて、抹殺されるべき犯罪的な非人間が存在するから、核兵器が創造されたのではなく、核兵器が存在するから、生きているだけで犯罪的な非人間が創造されたのだ。

「超従来型の武器は、超従来型の人間を想定する<sup>(74)</sup>」。

核兵器において頂点に達する現代的な倒錯現象を把握するこの言葉は、解放や自由をあくことなく探求してきた二〇世紀の政治潮流が、個々の人間の具体性を一切捨象した上で成り立つていて、すなわち頂点を極めたはずの人権思想の真っ只中で、人間的尊厳に対する最大の侮蔑が行われていた事実を示唆している。相手を一瞬にして物理的に絶滅させるような究極的武器を持つものは、「相手方を全体として犯罪的および非人間と、すなわち全体的な無価値と、宣言しなければならない<sup>(75)</sup>」。そうしなければ、逆にこのような武器を保持するものこそが、犯罪者、非人間の立場へと必然的に陥つてしまふからだ。このような絶対的な敵対関係において、敵が現実にどのような存在で

あり、本当に犯罪的な人間なのか否か、などといった具体的な問題はどうでもいい。ともかくも、核兵器の標的となる絶対的な敵が、存在しなければならない。現実の敵対関係が抽象化され、現実の敵が実際にどのようなもののかを顧みないからこそ、こうした不合理な絶対的対立が生じ得るのである。「現実的な敵対関係が否定されて初めて、

絶対的な敵対関係から生じる殲滅活動のための道が、開かれる<sup>(76)</sup>」。

したがって、二十世紀の後半を支配した核兵器による東西の緊張関係といふものは、核兵器という非常に高度な技術が生じた結果、それに対応するように、以前から進行していた「敵の差別化」が徹底して押し進められ、核攻撃されるべき無価値な「非人間」が創出されるまで相互に価値剥奪をエスカレートさせるに至り、そこから翻つて核保有が正当化されたのである。犯罪的な非人間という想定そのものが非現実的な幻想だということが露見したとき、核保有することの正当性が根底から揺るがされる。したがって、絶対的な殲滅手段である核兵器を保持しようとする限り、犯罪的で無価値な非人間としての絶対的な敵が、形を変えながらも繰り返し捏造されざるを得ないだろう。

こうして「敵」という概念を通じて核兵器の存在を検証するとき、存在しない敵に剣を振りかざすドン・キホーテよろしく、よりもしない敵に身構える「わたしたち」自身の姿が浮かび上がる。わたしたちの想定している敵——存在そのものが許されるべきではない残虐非道な犯罪的非人間——は、敵の現実の姿ではなく、われわれ自らの内面が映し出す虚像である。われわれは、自ら捏造した虚構とヒステリックに対峙している。こういった自分たちの姿は、滑稽と嘲笑されるべきなのか、グロテスクと非難されるべきなのか。こうした問いは、興味あるものかもしれないが、しかし、実際のところ本質的ではない。根本的な問いは、実はあまり考えたくないような、我々にとつて不快な定式

で表される。すなわち、ひょつとして、残虐非道な犯罪的非人間というのは、実はわれわれの方なのではないか、という定式によつて。敵との関係は、その敵の敵であるわたしたち自身の姿を浮かび上がらせるものなのだ。<sup>(77)</sup>「敵は、わたし自身と同じ地平に立つてゐる」<sup>(78)</sup>。

核兵器を政治思想的・政治哲学的に把握するとすれば、一つのあり得る形態をシュミットは示している。そしてシュミットの核兵器把握において重要なのは、その際に用いられている「敵」概念である。少なくともここまでのシュミットの議論に関して言えることは、「敵」という概念が、「敵」と向き合つてゐる自分自身を相対化し、冷めた視線で自らを観察する契機を与える、ということである。シュミットの政治理論が「敵」という言葉を積極的に取り込んでいるからといって、それをいたずらに攻撃的で危険なものと見なすべきではない。「敵」は、わたしたち自身の姿を写し出す鏡となり、自己批判を促すきっかけを与えるものともなり得るのである。

### おわりに

こうした「敵」に関するシュミットの興味深い分析は、ラウム喪失に関わる総合的な分析から導かれたものである。

第一次世界大戦まで保持されていたヨーロッパ公法に基づくラウム秩序は、戦争の枠づけを達成し、宗教戦争の際に現れたような戦争の非人道化を抑制するものであった。しかし、ヨーロッパ・ラウム秩序の崩壊によつて、戦争の枠づけが破壊され、正戦論を持ち込むことによつて敵を有罪化し、さらに技術の発達がこれに追い討ちをかけて、戦争の非人道化が「核兵器」という形で究極にまで押し進められるに至つたのである。こうしたシュミットのラウム的な

手法に基づく分析は、実際にそのすべてが妥当するわけではないが、現代における根源的秩序の忘却と戦争の残虐化の並行関係を理論的に把握しようとする試みである、とひとまずは言うことができるだろう。

シュミットは、貫して法や政治の根源的基礎を探求していた。それに伴って、抽象的な実証主義に対する批判が、初期以来、緩むことなく続けられてきた。始源を求める「こうした試みは、形を変えながらも持続的に継続され、第二次世界大戦以後になって初めて、ラウム理論へと結実するに至る。それは確かに、過去に実現していた「大地のノモス」に対する郷愁、翻つて現代に対する諦念を示すものなのかもしれない。<sup>(79)</sup> そしてシュミットは、根源的基礎にあまりにも比重を置いたが故に、ヨーロッパの近代秩序を美的遊戯のトポスとして把握し、表面に現出する権力関係をかえつてごく軽く見積もってしまったのではないか、という問題をもたらしてもいる。しかし、シュミットによるラウム的な視点からの現代批判は、現在の土壤喪失状況が、政治的に楽観を許さない極めて危険のはらんだ状態だと認識する手立てを、われわれに与えているように私には思われる。

こういった具体的基礎からの理論的な演繹もしくは正当化というシュミットの一貫した立論方法は、現代の状況にいかなる問題を投げかけるものであろうか。シュミットが現代に投げかけている問題の一つは、彼の自由主義批判の中に見出すことができる。それは、自由主義の基礎を遡つて探求して行つたときに浮び上がる問題である。シュミットが国家の始源を求める探求を行う際、当時の社会を規定していた自由主義の根源的基礎も、当然に分析され、比較の対象となつた。しかしシュミットの議論に沿つて言えば、結局のところ自由主義の根源的基礎は、かなり不確実なものでしかない。というのも自由主義の根源的基礎は、普遍的、前国家的、生得的な権利を有する個人であり、自由

主義社会は、そうした個人の集合的合意という一種のフィクションに依拠して構成され、正当化されてきたからだ。

そして一時期、学問の世界を席巻した実証主義や自然科学的思考は、自由主義のこのような不確定な根源的基礎を確固としたものにするどころか、むしろそのような問題を隠蔽し、視野の外に放逐してしまっていた。国家に關係なく生まれながらして個人が所有する普遍的権利などといったものが、ほとんどの人に信じられ共有されている時代ならば、必ずしも自由主義の根源的基礎をわざわざ問う必要などないのかもしれない。しかし現代は、そのような抽象的な普遍的権利がナイーヴに信じられなくなりつつあり、自由主義社会の正当性そのものが問われている状況にある。

このようなとき、シュミットが一貫して問題についていた根源的秩序への回帰とそこからの演繹という方法は、自由主義の根本的に不安定な基礎を暴露してくれるものであると言える。すなわちシュミットの試みは、自由主義が前提とする普遍的、前国家的な個人の権利の擁護に対して反省の日を向ける契機となり得るものなのである。

しかし、国家によって個人の権利を蹂躪されてきた経験を持つ現代においては、安易に個人の権利を批判する議論へと突き進むことの危険性を顧慮すべきことも、また確かである。そこで第二に注目すべきは、具体的な根源的秩序を探求するシュミットの試みである。シュミットは、一九二四年の具体的秩序思考に至って、主権者の決断を国家の根源的基礎とする構成主義的なこれまでの試みから転換し、歴史的・具体的に生成してきた秩序や制度に着目するようになる。必ずしも国家によって定められたものではないが、人々の日々の生活の中から生成した具体的な秩序の一部を国家が自覺化して、成文化したもののが実定法であるとシュミットは論じ、法律を具体的に機能している秩序や制度の一部分、一機能として位置づけるようになった。シュミットの具体的秩序思考とは、前国家的な秩序、すでに

人々によって共通に受容されている生ける法、すなわち国家よりもさらに根源的で、国家をもその一部としている始源的秩序を探求するものであった。

法がすべての人間の行動を指導し、律しているのでない限り、人々が日常的に服している具体的の秩序は、必ずしも自覺的に把握されていなくても、事実として存在している。事実として存在している秩序は、当然国家の存在とは相対的に無関係である。シュミットは当初、具体的秩序思考を唱えた段階においては、未だに具体的の秩序と国家との間に強度の連関を認めていた。しかし具体的秩序への注目は、論理必然的に、国家以前の、国家横断的な秩序や法への着目に至り、そういった国境の垣根がもたらす人為的な枠組みを超えて広がっている、歴史的に生成してきた秩序こそが、国家を生み出した土壌であるという結論を導くことになる。国家を基礎づけ、その権威を強化するために、シュミットは国家を生み出した具体的かつ現実的な根拠を探し求めたのだが、皮肉にも、こういった探求を一貫して押し進めれば、当初の意図であった国家の強化は、国家の相対化、国家以前的な根拠の肯定へと転換することになる。さらに言えば、こうした転換は、「政治的なもの」にも当てはまる。つまり具体性の次元から「政治的なもの」を基礎づけていけば、美的遊戯としての戦争概念に至り、「政治的なもの」の復権を意図していたシュミットの試みは、逆説的にも「政治的なもの」の相対化へと帰着したのである。

シュミットが最終的に見出した根源的基礎とは、ヨーロッパ近代のラウム秩序である。これは、シュミットが一貫して抽象的な普遍主義を批判しつつ、具体的・歴史的に生成してきた秩序や法を探求した結果、見出されたものであつた。<sup>(80)</sup> シュミットの現代的意義を論じる際に、重要なのはまさにこの点である。抽象的に上から正しいとされるも

のを押しつけるのでもなく、かといって徹底した相対主義のように、正しいものなど何もないとして、共通の基礎なり法といったものを一切放棄してしまうのでもなしに、ある一定の秩序を構築する試みこそ、まさに今求められている。具体的に言えば、現代では、一方で、自由主義的な社会こそ正しいとして、非自由主義的な社会に歐米的な自由主義の論理を押しつけることが、多くの非自由主義諸国から反発を招いており、西洋的価値の押しつけとして批判されている。他方で、非自由主義的な社会は、その国民に多くの抑圧を招いている場合が多くあることもまた事実であり、こういった抑圧的な社会をそのまま放置することが果たして妥当なのか、という主張も当然広く支持を集めている。こういったジレンマに対処するためには、人権のような抽象的な価値を振りかざすのではなく、また社会にはその社会なりの価値観があるのだから、他国が干渉するべきことではないとして、相対主義的な立場による非介入の原則に固執し、その結果として虐殺や差別を放置するのでもないような、第三の原則的な立場が求められている。

こういった現代の状況において、われわれは如何に振る舞うべきなのか。このような問題を考える際に、シュミットの一貫した根源的秩序を探求する試みは、多くの示唆を与えるように思われる。根源へと遡る過程で、——シュミットが最終的に「ヨーロッパ公法」を発見したように——様々な歴史の様態や可能性が再発見され、再解釈されることを通じて、今ある姿が批判的に映し出され、反省を促す契機となり得る。これまで埋もれてきた可能性の再発見や再解釈は、歴史的生成物との関連を喪失せずに、まさにその中から新たな思想や制度や法が誕生し、正当化され得る。押しつけや諦めではなく、いまある現状の再解釈を突きつけ、本来的に有していた姿やあるべきはずの姿を、歴史に内在して具体的に示すことによって、異質な他者との実りある対話に入ることができるようになるのではないだ

べつか。」のよつと、シュミットの根源を求める試みを追求して行くならば、ブンヤーミンのいわゆる「歴史的唯物論（historischen Materialismus）」に相通じて行く。<sup>(81)</sup> 各社会の具体性や特殊性を保持しつゝ、抑圧的・差別的な契機をなくすためには、各社会が様々な歴史的、具体的な状況において保持していた豊穰な可能性を再認識する必要があるだ。現代において求められてくるのは、こうした過去の豊かな可能性を再認識する」とによつて、現状を批判的に捉えながらも、歴史の中に根づいた新たな秩序を形成していくことなのではないだらうか。

(1) 第一次世界大戦後に世界の最強国へと伸し上がつたアメリカ合衆国は、「新しく大地のノモスを全く創造しなかつた。しかし他方で、ヨーロッパ国際法の古いノモスも、もはや存続させなかつた」(Schmitt, *Nomos*, S. 232. 邦訳三六五頁 (下))。アメリカは、モンロー原則に従つて、「ヨーロッパへの原則上の不在と事実上の出在との混合」を繰り返してゐた。このアメリカの態度は、コンゴ盆地の中立化問題において顕著に現れ、「第一次世界大戦後に一層目立つようにな」つて行く(Ebd., S. 191. 邦訳二九九頁 (下))。原則上の不在と事実上の出在というアメリカの行動原則は、公的な遊戯空間における美的闘技としての戦争と、ヨーロッパ・ラウム秩序の原理を全く無視した態度であり、ソバーハタ態度が公然とまかり通る。ソバーハタ自身が、ヨーロッパ中心的なラウム秩序の崩壊を暗示するものであつた。

- (2) Schmitt, *Nomos*, S. 163. 邦訳一五七頁 (上)。第二次世界大戦以前のシュミットの国際政治や国際法に関する議論に関する  
トビ、Cf. William E. Scheuerman, *Carl Schmitt—The End of Law*, Rowman & Littlefield Publishers 1999, p. 141-173.
- (3) Schmitt, *Nomos*, S. 184. 邦訳一八九頁 (上)。
- (4) Ebd. 邦訳同頁 (上)。「従来の意味での特殊ヨーロッパ的な国際法のラウム構造は、ヨーロッパの国家領域を非ヨーロッパの土地の国際法的な状態から区別する」とに基づいていた。しかし、この区別が次第に曖昧になり、「ヨーロッパ国際法学は、一九世紀末以来、……母国と植民地を区別なく国家領域として見なす方向へとますます移行した」(Ebd., S. 194. 邦訳二〇二頁 (下))。

- (5) Ebd., S. 207. 邦訳二二二五頁 (下)。

(6) Ebd., S. 210. 邦訳二二二一頁 (下)。一九世紀の植民地会社は、「利害領域や勢力範囲に関する分割線と失敗した友誼線との、基本的に救いようのない混同であった。そしてそれは、まだ、ヨーロッパ中心的に考えられてゐるが、しかしすべての領土的境界を無視する自由な世界経済によつて、架橋されると同時に掘り崩された。こうした混乱の中に、ヨーロッパから規定された古い大地のノモスは、融解してしまつたのである」 (Ebd., S. 200. 邦訳二二二二二三頁 (下))。

(7) Ebd., S. 226. 邦訳二五五頁 (下)。

(8) Ebd., S. 208. 邦訳二二二六頁 (下)。傍点原文。

(9) Ebd., S. 204. 邦訳二二二〇—二二二一頁 (下)。

(10) Ebd., S. 166. 邦訳二六一頁 (上)。

(11) Ebd., S. 194. 邦訳二二〇四頁 (下)。「何の危機感もなしに、それといふが全く予感なく、ヨーロッパの国際法理論は、一九世紀末頃には、これまでの秩序のラウム構造に関する意識を喪失してしまつた」 (Ebd., S. 206. 邦訳二二二四頁 (下))。そして「大地のラウム秩序という大きな問題は、全く意識されなくなつた」 (Ebd., S. 203. 邦訳二二九頁 (下)) のである。

(12) Ebd., S. 206. 邦訳二二二四一二二五頁 (下)。

(13) Ebd., S. 211. 邦訳二二二一頁 (下)。

(14) Ebd., S. 213. 邦訳二二二五頁 (下)。

(15) Ebd., S. 207. 邦訳二二二五頁 (下)。

(16) Ebd., S. 216. 邦訳二二二四〇頁 (下)。

(17) Ebd., S. 213. 邦訳二二二六頁 (下)。

(18) Ebd., S. 219. 邦訳二四五頁 (下)。

(19) そうなれば、当然に、国際連盟の普遍主義的傾向とスイスの永世中立との矛盾が問題となるのだが、国際連盟規約第一六条によれば、スイスは「軍事的な制裁」には関与し得ないが、「経済的な制裁」には関与できぬとした。しかし、シカニヤ

トによれば、スイスが国際連盟による経済制裁へ加担する」とは、「純粹な軍事的戦争における軍事行動への関与と同様に、明かに中立違反である」(Ebd., S. 223. 邦訳二五一頁(下))。すなわち、スイスの「永世中立は、国際連盟の普遍主義的な戦争防止体系への帰属と矛盾する」のである(Ebd., S. 222 f. 邦訳二五〇頁(下))。結局、スイス連邦議会は、一九三八年四月二九日に国際連盟理事会に一つの覚え書きを提出し、スイスが国際連盟規約の制裁規定に関与しないことを、国際連盟に対しても告知する。そして国際連盟理事会は、このことを了承した。すなわちスイスは、近代ヨーロッパ・ラウム秩序が実現していた元来の中立性へと復帰したのであるが、ショミットによれば、こういったスイスの永世中立に関する一連の事象は、端的に国際連盟の無能力を曝け出すものであった。すなわち国際連盟は、新しいラウム秩序の形成に関して何の能力も持たず、それ故にスイスの永世中立も自らの普遍主義的体系の中に適切に位置づけることができなかつたのである。やがてに、国際連盟は、スイスの永世中立を土台から掘り崩すような傾向を持っており、「中立」という方法で地球の一部を戦場から除外することも「戦争の枠つけ」の重要な一部であるにもかかわらず、この意味での「戦争の限定」に対して、国際連盟が全く何もなし得ない」とが、この一件で明らかになつたのである。

- (20) Schmitt, *Nomos*, S. 219. 邦訳二四五頁(下)。
- (21) Ebd., S. 215. 邦訳二二八頁(下)。傍点筆者。
- (22) 「『一口 ハバ公法が無差別に普遍的な世界法へと没落して行く』など、もはや止めることがでめなし」(Ebd., S. 200. 邦訳二二四頁(下))。第一次世界大戦になれば、このよつたな認識の中にショミットの諦念がしばしば現れるよつになる。
- (23) Schmitt, *Nomos*, S. 198 f. 邦訳二〇九頁(下)。
- (24) Ebd., S. 212. 邦訳二二四頁(下)。
- (25) Vgl. Schmitt, *Wendung*, S. 37 ff. ジュの著作では、まだラウム的な視点が確立されておらず、その主たる批判対象はジュネーヴ国際連盟にすぎないが、この国際連盟批判が、後の普遍主義によるラウム喪失というショミット独自の議論の一翼を担い、その体系の一部を形成する、となるのである。新田邦夫、「カール・ショミットの戦争論」、『山梨大学教育学部研究報告』(第一分冊(人文社会科学系)、第四〇号、一九八九年)所収も参照。

(26) Schmitt, *Wendung*, S. 2.

(27) Ebd., S. 21. 「アヒム・ハーメルトの攻撃戦争論」に關する。Vgl. Carl Schmitt, edited by Helmut Quaritsch, *Das internationalrechtliche Verbrechen des Angriffskrieges und der Grundsatz „Nullum crimen, nulla poena sine lege“*, Berlin 1994. 、Jの論稿を、

ある「九四五年に書かれたものである。最近、Jの論稿の邦訳が、公刊された。カール・ハーメルト『攻撃戦争論』ヘルバート・クヴァーリチュ編、新田邦夫訳、信山社、一九九〇年。まだ、Jの論稿に関する解説としては、新田邦夫「カール・ハーメルトとヘルバート・クヴァーリチュの攻撃戦争論」、『山梨大学教育学部研究報告』（第一分冊（人文社会科学系）、第四六号、一九九五年）所収を参照。

(28) Schmitt, *Wendung*, S. 49. それを要約すれば、「戦争の思考は、正しく戦争という思考によって、まあまあ痛ましいものになれる（トウグスティヌス）」(Schmitt, *Nomos*, S. 142. 邦訳1111頁(上))。正義や聖戦といった概念は、戦争の拡大や残酷化を招く重要な要因なのである。「出しゃ」の基準が、神の教えに従つて居るのか背いて居るのか、道義的に許されるか否か、法的に許されるか否か、のじゅれにあつたとしても、戦争への正・不正の持ち込みは、戦争のエスカレートを招く要因である」と變わりはないのである。

(29) Schmitt, *Nomos*, S. 298. 邦訳四六九頁(上)。傍点原文。

(30) Ebd., S. 120. 邦訳一八一頁(上)。傍点原文。同様の記述を挙げると、「繰り返し想起されなければならぬ」とは、主

権国家を国際法的に義務づける拘束力が、自由な主権者たちの問題的な自己拘束にあるのではない、といふ点である。そのような拘束力は、一つの枠でけられたラウムの共通の所属に、つまり具体的なラウム秩序の包括的な作用に、依拠しているのである」(Ebd., S. 198. 邦訳二二〇頁(上))。

(31) Ebd., S. 120. 邦訳一八一一八一頁(上)。

(32) したがって、ヨーロッパ公法を維持していた実質的な基礎は、諸國家の不確実な主権的意志ではない。それは、ヨーロッパにおける「均衡体系への所属」だったのである。Vgl. Ebd., S. 137. 邦訳1111—1111頁(上)

(33) Schmitt, *Partisan*, S. 87. 邦訳一八〇頁。

- (34) Schmitt, *Nomos*, S. 93. 邦訳一二九頁（上）。
- (35) Schmitt, *Partisan*, S. 92. 邦訳一八八頁。
- (36) Schmitt, *Nomos*, S. 92. 邦訳一三八頁（上）。
- (37) Ebd., S. 222. 邦訳三五〇頁（下）。
- (38) Ebd., S. 89 f. 邦訳一三四頁（上）。
- (39) Ebd., S. 94 f. 邦訳一四五一一四二頁（上）。傍点原文。
- (40) Ebd., S. 219. 邦訳三四五頁（下）。
- (41) Ebd., S. 158. 邦訳一四八頁（上）。
- (42) 「ふやれにせよ原理的に、戦争は依然として枠づけられており、パルチザンはこの枠づけの外に立る。その際、パルチザンはあらゆる枠づけの外にあるとするが、その本質でありその実存である」(Schmitt, *Partisan*, S. 17. 邦訳一九頁。傍点原文)。パルチザンは、ヨーロッパ公法が実現していた美的政治の領域ではなく、命を賭けて敵と戦う「現実的な敵対関係」の領域に存在する」とを本質とする。そのためショミットによれば、パルチザン闘争という現象そのものが、近代的な枠組みに対して意図的にその外に立ち、外からその破壊行為を遂行しようとしている点で、単なる一揆や大衆蜂起とは異なる特殊近代的な現象なのである。これは、ショミットがパルチザンの記述を、近代から、すなわちナポレオン軍に対する一八〇八年のスペイン・ゲリラ戦から開始してくるという事実からも窺えよう。
- (43) シュミットは、「古典的なヨーロッパ国際法における承認された規則に従つて遂行される枠づけされた戦争」の敵を「従来の敵 (konventioneller Feind)」とし (Schmitt, *Partisan*, S. 56. 邦訳一一一頁)、他方、「外国の征服者に対する愛国的な自衛」という本質的に防御的なパルチザンの敵を、自らの実存を脅かす「現実の敵 (wirklicher Feind)」であるとして (Ebd., S. 59. 邦訳一一九頁)、両者を概念的に区別している。「近代的なパルチザンは、敵から法も赦免も期待しない。パルチザンは、制御され枠づけられた戦争という従来の敵対関係 (konventionelle Feindschaft) から逸れて、別種の領域へ、すなわち現実的な敵対関係 (wirkliche Feindschaft) の領域へと入り込む」(Ebd., S. 17. 邦訳一九頁)。

- (44) ナレーニュ用いている「初期パルチザン」とは、ナポレオン軍に対する一八〇八年のスペインにおけるゲリラ戦から始まり国際共産主義と結びつく以前の、本質的に領土防衛的な性格を有するノーマルなパルチザンのことを指している。パルチザンは、スターリンによつて巧みに国際共産主義と結合せられる」とになるが (Ebd., S. 19. 邦訳二二頁)、それ以前の初期パルチザンは、本質的に正規軍を補完する副次的な役割を担うにすれどもものであった。
- (45) Schmitt, *Partisan*, S. 93. 邦訳一九一頁。
- (46) Ebd., S. 26 u. 93 f. 邦訳四七、一九一—一九二二頁。「法の外」にあるパルチザンは、いわば例外状態に対応しており、「非正規的なゆの」の側から世界を捉え直す」とに『パルチザンの理論』の主眼があつたとする解釈は、市村弘正『敗北の一二十世紀』(世織書房、一九九八年) の四五頁以下を参照。
- (47) Schmitt, *Nomos*, S. 26. 邦訳四七頁。
- (48) Ebd., S. 19. 邦訳二二二頁。
- (49) Ebd., S. 77. 邦訳一五八頁。パルチザンをイデオロギーに服従する道具として本格的に利用し始めたのは、スターリンである。「スターリンは、」の土着の民族的なパルチザン主義の神話を、ドイツに対する第二次世界大戦の中で採り上げ、非常に具体的な形で共産主義的世界政策のために役立てた。これは、パルチザン主義の本質的に新しい段階を意味している」(Ebd., S. 19. 邦訳二二二頁)。すなわちパルチザンは、郷土防衛から他国への攻撃を行うものへと変質したのである。その結果パルチザンは、土壤喪失状態に陥り、世界各国で転戦するパルチザン・ゲリラが登場することになったのである。
- (50) Schmitt, *Partisan*, S. 72. 邦訳一四八頁。
- (51) Ebd., S. 57. 邦訳一一四頁。
- (52) Ebd., S. 28. 邦訳五〇頁。
- (53) Ebd., S. 56. 邦訳一一一頁。「レーニンは、世界的内戦の職業革命家として、さらに一層先に進み、そして現実の敵から絶対的な敵を生み出したのである」(Ebd., S. 94. 邦訳一九一—一九二二頁)。
- (54) Ebd., S. 77. 邦訳一五八—一五九頁。」のよつた無ラウム的なパルチザンの頂点をなすものが、毛沢東率いる中国共産党

である。「中国共産党は、その核心にパルチザンを持つ、農民と兵士の党へと結成されたものである」(Ebd., S. 60. 邦訳一〇〇頁)。パルチザンが、その土地性から乖離し、政党の組織原理にまで高められた点で、まさに中国共産党は、文字どおり無ラウム的なパルチザンの展開の頂点に位置するものなのである。

- (55) Schmitt, *Partisan*, S. 72. 邦訳一四七頁。シムラムは、ラウム変化一般に科学技術の発展が深く関わっている点を繰り返し主張している。「人間が良き意志をもって行うのか悪しき意志を持つて行うのかに関わらず、また、目標や目的が平和的あるいは軍事的であるのかにも関係なく、人間の技術が高度化するといふ」とはすべて、新しい諸ラウムを生み出し、從来のラウム構造の予期せぬ変化を生み出す」のである (Ebd., S. 71. 邦訳一四六頁)。
- (56) Schmitt, *Nomos*, S. 290 f. 邦訳四五七頁 (下)。
- (57) Schmitt, *Partisan*, S. 73. 邦訳一四八頁。
- (58) Schmitt, *Nomos*, S. 290. 邦訳四五七頁 (下)。
- (59) Ebd., S. 292. 邦訳四六〇頁 (下)。シムラムも触れているように、海洋の「水平的次元（海面）」のみならず、その「垂直的次元（海底や海の上空）」への戦争地帯の拡大は、空軍が初めてなのではなく、潜水艦によってすでに為されていた。第一次世界大戦において潜水艦は、すでに海洋全体を戦争地帯と見なして振る舞っていた。しかし「このような〔垂直次元への戦争の〕展開は、飛行機によって無限に高められ、全く抗し難いものになった」のである。
- (60) 以上二箇所の引用は、Schmitt, *Nomos*, S. 296 f. 邦訳四六六—四六七頁 (下)。
- (61) Ebd., S. 294. 邦訳四六一頁 (下)。
- (62) Ebd., S. 297. 邦訳四六八頁 (下)。空軍による空爆は、攻撃者と住民との間に保護と服従関係など一切生み出さず、純粹な殲滅行為が一方的に行われるのみである。
- (63) Schmitt, *Nomos*, S. 294. 邦訳四六一頁 (下)。したがって「空戦」は、「陸戦」と「海戦」とは異なり、この二つの戦争様式から明確に区別されるべきものなのである。
- (64) Schmitt, *Partisan*, S. 83. 邦訳一七〇頁。東西冷戦期においては、ソ連の人工衛星の開発やアメリカのSDI構想に見ら後期カール・シムラムにおける美的政治 (三)・五五)

れたように、「地中」のみならず「宇宙」という無限に大きな空間をめぐる巨大な競争が生じた。この競争は、宇宙開発を目的とした単なる技術競争に見えるかもしれない。しかし、シュミットの議論を敷衍するならば、「宇宙」というこの無限の領域もまた、「大地の支配をめぐる闘争の潜在的な闘争空間」である。この新たな空間をめぐる争いは、技術的に高度化されてしまふが、地球上の大地の支配をめぐる争いの、形を変えた表出なのであり、そういう戦争における残酷性の累加に荷担するものなのである。

- (65) Schmitt, *Partisan*, S. 27. 邦訳四九頁。「パルチザンもまた、發展、進歩、近代技術、科学に無関係ではない。……パルチザン自身も、パルチザンと戦う者も、近代技術とその種の科学の急速な發展に歩調を合わせて居る」(Ebd., S. 79. 邦訳一六一頁)。
- (66) Ebd., S. 79. 邦訳一六一頁。
- (67) Ebd., S. 19. 邦訳一三三頁。傍訳筆者。
- (68) 以上[箇所の引用は、Ebd., S. 27 f. 邦訳四九一五〇頁。
- (69) Ebd., S. 94. 邦訳一九三頁。
- (70) Ebd., S. 82. 邦訳一六九頁。
- (71) ノーベル賞受賞者のドスの効いた「敵」概念の分析は、核兵器によつて究極にまで押し進められた敵対性の絶対化を顯わにして、人々に自覚せしむれどもそれを緩和する」とにある。「必要なのは敵対関係の相対化であり、敵対性が類落するアスペクトを記述する」とある。(上野俊哉「友敵理論とパルチザン」、前掲『現代思想』所収、九一頁)。
- (72) Schmitt, *Partisan*, S. 94. 邦訳一九三頁。
- (73) Ebd. 邦訳同上。
- (74) Ebd., S. 95. 邦訳一九四頁。
- (75) Ebd. 邦訳同上。
- (76) Ebd., S. 96. 邦訳一九五頁。

(77) 岩崎稔「カール・シュミットとヨーロッパのアイデンティティ」、前掲『現代思想』所収、110頁。

(78) Schmitt, *Partisan*, S. 87. 邦訳一八〇頁。

(79) 第二次世界大戦後のシュミットが、彼の教養を大きく規定したドイツ保守主義の伝統のために、ヨーロッパを「行き詰まり」として受けとめたと理解するのは、山下威士である。「この段階のイデーは、「ヨーロッパ公法 Jus Publicum Europaicum」であろう。全般的に、そのイメージは、没落的であり、回顧的である」。いやした側面がこの時期のシュミットにあることは、必ずしも否定できないであろう。山下威士『カール・シュミット研究——危機政府と保守革命運動——』

(南窓社、一九八六年)、八七頁を参照。

(80) それは生まれながら人が有する人権のような、抽象的に上から押しつけられるような類の、普遍主義的な性格を有するものでは決してない。したがって、シュミットが探求した国家横断的な秩序や法を、人権などのような超歴史的な原理へと還元することはできない。シュミットの企図を、人権擁護と接合しようとするいさか安易なシュミット解釈は、原田武夫「「統合」の進展と現象及び概念としての「國家」の今日的意義——カール・シュミットの批判的継承のための一つのアプローチ——」、『政治経済史学』(第三九四号、一九九九年六月)所収に見受けられる。シュミットを自由主義的に解釈し、自由主義の枠組みの中でシュミットを再構成しようとする企図がしばしば見受けられるが、自由主義的な企図とは明確に距離を取りながら、様々な対案を々々に提示して行つた点にシュミット独自の意義があるのであって、自由主義の本来的な可能性を探求したいのならば、シュミット以上に適した思想家は幾らでもいるはずだ。シュミットを介して自由主義を基礎づける試みは、いたずらにシュミット解釈の混乱をもたらしてくるだけのように私には思われる。例えば、真次宏典「カール・シュミットにおける連結的・補完的保障論——一般的自由と特權の区別——」、『早稲田政治法学研究』(第四五号、一九九四年)所収。また、シュミットが主張する「政治的なもの」を自由主義的な社会に接合し、闘技的多元主義を現代世界に取り入れようとする試みによつて注目を集めているのは、ラディカル・デモクラシーの女性政治理論家のシャンタル・ムフである。Cf. Chantal Mouffe, *The Return of the Political*, London and New York: Verso, 1993. 邦訳は、シャンタル・ムフ『政治的なものの再興』千葉眞・土井美德・田中智彦・山田竜作訳、日本経済評論社、一九九八年。

(81) 「れはむらん、既成のマルクス主義における「史的唯物論」とは異なつた意味で用ひられてゐる。ベンヤミンの「歴史哲学テーゼ」が、マルクス主義史観や解釈学的な歴史学といつて、均質的な時間を前提とした進歩主義的な「普遍的歴史 (Universalgeschichte)」と対抗して、「歴史的唯物論 (historischen Materialismus)」を提示してゐるのである。ベンヤミンの歴史觀は、文化財として引き継がれてきた歴史的事物を「文化の記録」であると回避し「野蛮の記録」であると見なし、正統派的な歴史觀を「逆撫である」。ベンヤミンがいうした歴史概念を持ち出したのは、現在の支配の正当化に役立つてしある歴史ではなく、歴史の中に起つて得た過去の可能性を見つけ出し、それを現状を変革する上での契機とするためである。本文の叙述も、いわしたぐベンヤミンの歴史概念を前提にしてゐる。Vgl. Walter Benjamin, „Über den Begriff der Geschichte“, in: ders., a. a. O, S. 691-704. 邦訳は、ウタルター・ベンヤミン「歴史の概念」久保哲訳、『ベンヤミン・コレクション』——近代の意味——（浅井健一郎編訳（あくま学芸文庫、一九九五年）所収を参照。またベンヤミンの「歴史哲学テーゼ」を闡しては、今村仁『ベンヤミン「歴史哲学テーゼ」精読』（岩波現代文庫、一九九〇年一月）を参照。